

独立行政法人奄美群島振興開発基金の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬は、国家公務員の給与及び民間企業の役員報酬等の水準を考慮するとともに、独立行政法人評価委員会の業績評価の結果等を勘案することとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	前年度からの変更なし
理事	前年度からの変更なし
理事(非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	前年度からの変更なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
法人の長	千円 11,699	千円 8,328	千円 3,371	千円 ()		
理事 (1 人)	千円 9,558	千円 6,804	千円 2,754	千円 ()		
理事 (非常勤) (人)	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()		
監事 (人)	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()		
監事 (非常勤) (2 人)	千円 520	千円 520	千円	千円 ()		

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
理事長	千円	年	月			該当者なし
理事	12,127 千円	6 年	1 月	H17.9.30	1.0	独立行政法人評価委員会において、在任期間における各事業年度毎の基金の業務実績が「順調」であることから業績勘案率は1.0と決定された。 支給額(総額)は平成17年度に一部支給された額(10,633千円)を含む退職手当の総額である。
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし

理事の退職金は、平成17年度において業績勘案率が決定しなかったため一部支給となり、平成17年度で記載すべきところ、記載漏れのため平成18年度での記載となっている。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

中期目標において「一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人時の最終年度(平成15年度)比で13%以上に相当する額を削除する。」こととされており、これに基づき人件費についても総額の抑制・管理に努めていくこととしている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項の規定に基づき職員の給与の支給基準を社会一般の情勢に適合したものとするため、人事院勧告等を勘案し、決定していくこととしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

個々の職員の勤務成績及び業務実績を給与・特別手当に反映させるようにしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	・職員の勤務成績等に応じて支給する
俸 給	・勤務成績が良好な職員のうち、昇格基準に達した者の昇格 ・12月を下らない期間を良好な成績で勤務した場合の昇格(普通昇給)

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- 国家公務員の給与改定に準じて、次のとおり改正した。
 - ・職員俸給表の見直し: 平均改定率 4.8%
 - ・地域手当の新設: 18年度13%
 - ・勤務成績に基づく昇給制度の導入: A～Eの5段階で昇級幅を決定
 - ・勤勉手当の勤務実績反映の拡大: 特A～Cの4段階で成績率を決定
- 経営改善策の一環として次のとおり改正した。
 - ・特地勤務手当(本部): (本俸 + 扶養手当) × 9% → (本俸 + 扶養手当) × 6%

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 20	歳 39.0	千円 6,278	千円 4,719	千円 26	千円 1,559
事務・技術	人 20	歳 39.0	千円 6,278	千円 4,719	千円 26	千円 1,559
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

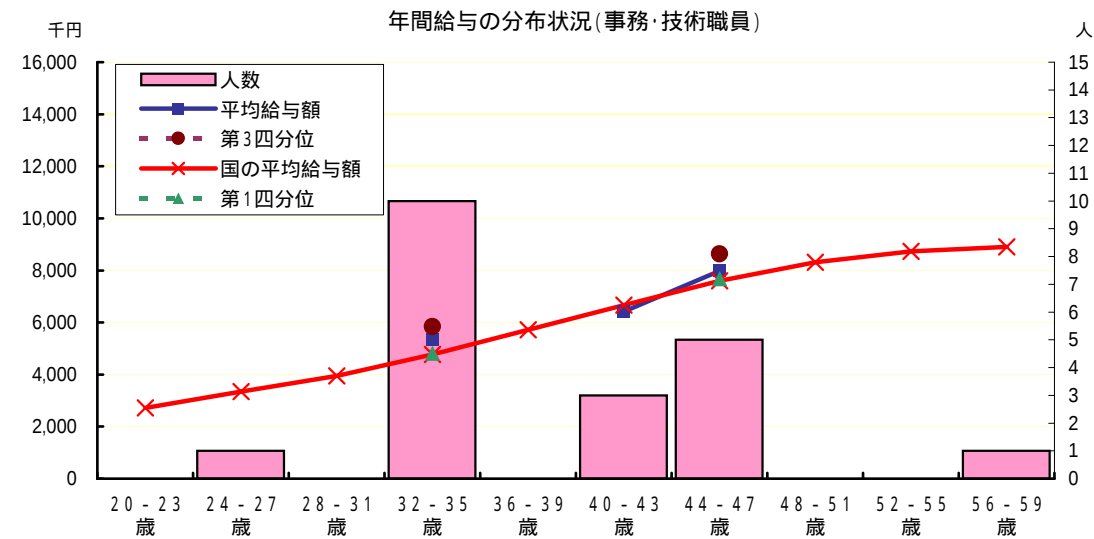
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注1: 年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、同様。注2: 年齢24～27歳、40歳～43歳、56歳～59歳の該当者は4人以下のため、第1・第3分位については表示していない。注3: 年齢24～27歳、56～59歳の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については表示していない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部課長	2		-		-
本部課長補佐	4	44.0	-	7,289	-
本部係長	10	38.5	5,589	6,040	6,010
本部主任	4	31.8	-	4,481	-

注1: 本部課長、本部課長補佐、本部主任の該当者は4人以下であるため、第1・第3分位については記載していない。注2: 本部課長の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与の平均額については記載していない。

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		本部主任	本部係長	本部課長補佐 本部係長	本部課長補佐	本部課長補佐	本部課長
人員 (割合)	20 (20.0%)	4 (20.0%)	8 (40.0%)	6 (30.0%)	該当者なし ()	該当者なし ()	2 (20.0%)
年齢(最高～最低)		33 26	43 32	56 41			
所定内給与年額(最高～最低)		3,645 2,972	4,542 3,931	6,254 4,891			
年間給与額(最高～最低)		4,818 3,894	6,010 5,159	8,322 6,590			

注: 6級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.8	% 69.7	% 68.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 33.2	% 30.3	% 31.7
	最高～最低	35.2～29.8	32.2～27.1	33.6～28.4

注:事務・技術職員における管理職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

106.0

対他法人(事務・技術職員)

98.6

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

当基金は、奄美群島内の事業者に対する債務保証及び融資の業務を行っており、金融に関する専門性の高い業務を行っていることから、高学歴(大学卒)の職員の割合(国が47.3%であるのに対し80.0%)が高い。

注:国の割合は「平成18年国家公務員給与等実態調査」行政職(一)より算出。

職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(学歴別)

103.8

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 150,798	千円 151,912	千円 (%) 1,114 (0.7)	千円 (%) 73,924 (96.2)
退職手当支給額 (B)	千円 1,494	千円 10,633	千円 (%) 9,139 (85.9)	千円 (%) 22,512 (93.8)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 6,400	千円 6,380	千円 (%) 20 (0.3)	千円 (%) 2,971 (86.6)
福利厚生費 (D)	千円 21,031	千円 20,722	千円 (%) 309 (1.5)	千円 (%) 9,391 (80.7)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 179,723	千円 189,647	千円 (%) 9,924 (5.2)	千円 (%) 63,774 (55.0)

注1: 本表と財務諸表の附属明細書「役員及び職員の給与明細」の数字が一致しないのは、本表は現金ベースであるのに対し、附属明細書は損益ベースであることによる。

注2: 本法人は平成16年10月1日に設立されたことから、中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減の比較は設立後の半年間のものとなる。

総人件費について参考となる事項

1. 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因

給与、報酬等支給総額

給与の減少は、特地勤務手当9%→6%に減少させたこと等によるもの。

最広義人件費

退職手当は理事の退職に伴い、前年度は業績勘案率に係らないものを支出し、当年度は業績勘案率に係る部分を支出したことによる。

2. 行革推進法、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人時の最終年度(平成15年度)比で13%以上に相当する額を削減する。

なお、人件費(退職手当等を除く)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度比で3%以上に相当する額を削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人時の最終年度(平成15年度)比で13%以上に相当する額を削減するため、以下の措置を講じる。

・給与、諸手当の見直し

・物件費の抑制と効果的な運用 等

なお、人件費(退職手当等を除く)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度比で3%以上に相当する額を削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

人件費削減の取組の進ちょく状況

・基準年度の「給与、報酬等支給総額」 151,912千円

- ・当年度の「給与、報酬等支給総額」 150,798千円
- ・当年度までの人件費削減率 0.73%

法人が必要と認める事項

今後における当基金の職員の給与水準については、独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第63条第3項に「職員の給与の支給の基準は、当該独立行政法人の業務を考慮し、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない。」と定められているため、当基金の法人特性や人事院勧告等も勘案しつつ、適正な給与水準となるように努めていくこととしている。